

第 1 回 JICA 環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会
議事次第

1. 日時： 2020 年 8 月 4 日（火）14:00-17:00
2. 場所： JICA 本部 113 会議室 および オンライン（Microsoft Teams）
3. 議題：
 - (1) 挨拶
 - (2) 委員ご紹介
 - (3) 委員会の運営について
 - ・ 座長の決定
 - ・ 諮問委員会運営要領（案）
 - ・ 諮問委員会の今後の議題（案）
 - (4) JICA 事業に関するご説明
 - (5) 環境社会配慮ガイドラインに関するご説明（休憩・換気をはさむ）
 - (6) その他
4. 配布資料：
 - (1) 議事次第
 - (2) 当日説明用資料
 - (3) 諮問委員名簿
 - (4) 諮問委員会運営要領（案）
 - (5) 諮問委員会日程表（案）

以上

環境社会配慮ガイドラインの 改定に関する諮問委員会 第一回会合

2020年8月4日

独立行政法人 国際協力機構

1. 委員の紹介
2. 諮問委員会の運営（案）について
 - ① 座長の決定
 - ② 諮問委員会運営要領（案）
 - ③ 諮問委員会の今後の議題（案）
3. JICA事業に関する説明
4. JICA環境社会配慮ガイドラインに関する説明
5. その他

1. 委員の紹介

(敬称略、50音順)

	氏名	所属・役職
1	石田 康典	経済産業省 貿易経済協力局 通商金融課 資金協力室 室長
2	織田 由紀子	JAWW(日本女性監視機構) 副代表
3	木口 由香	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 事務局長／理事
4	黒木 浩則	株式会社 オリエンタルコンサルタンツグローバル 道路交通事業部道路計画部 次長
5	近藤 嘉智	財務省 国際局開発政策課 開発企画官
6	杉田 哲哉	三菱商事株式会社 地域開発部 経済協力チーム チームリーダー
7	杉本 留三	環境省 地球環境局国際連携課国際協力・環境インフラ戦略室 室長
8	鈴木 克徳	特定非営利活動法人 持続可能な開発のための教育推進会議(ESD-J) 理事

1. 委員の紹介

9	田辺 有輝	特定非営利活動法人「環境・持続社会」研究センター(JACSES) プログラム・ディレクター
10	原嶋 洋平	拓殖大学 国際学部 教授
11	日比 保史	一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン 代表理事
12	三宅 且仁	一般社団法人 海外建設協会(OCAJI) 常務理事
13	村山 武彦	東京工業大学 環境・社会理工学院 教授
14	持田 憲一	三井物産株式会社 プロジェクト本部 本部長補佐
15	八木 浩治	外務省 国際協力局 事業管理室 室長
16	山谷 清志	同志社大学 政策学部・大学院総合政策科学研究科 教授 日本評価学会 会長

2－②． 諮問委員会運営要領（案）

1. 目的

- － 2010年に策定されたJICA環境社会配慮ガイドライン及び異議申立手続要綱の改定検討にあたり、必要な助言を行うことを目的とする。

2. 活動内容

- － 以下の事項について、必要な助言を行う。
- － JICA環境社会配慮ガイドライン及び異議申立手続要綱の実施状況を踏まえつつ、改定すべき項目の検討
- － JICA環境社会配慮ガイドライン及び異議申立手続要綱の改定案に係る検討
- － その他理事長が諮問する事項

3. 構成

- － JICA環境社会配慮ガイドラインに関する見識を有する学識経験者、NGO、経済団体（または企業）、政府関係者からの委員により構成する。委員会のメンバーは別紙のとおりとする。各委員は、その所属組織を代表するものではない。
- － 委員会には座長を一名置く。座長は会議を主宰し、議事を整理する。会議進行等は事務局が補佐する。座長がその職務を遂行できない場合は、あらかじめ座長が指名する座長代理が、その職務を代行する。

4. 運営

- － 委員会の会合は、委員会の設置期間内に月次を目途に開催するものとする。具体的な日程は、委員会において随時決定する。
- － 委員会の議題は、委員会の前に事務局が提案し、委員からコメントを得て座長が決定する。

5. 議事録及び情報公開

- － 委員会は公開し、傍聴者は事前登録の上、参加を認める（委員の発言を優先するが、座長の判断で傍聴者の発言も認める）。
- － 委員会の会合は原則として公開で行うが、座長が認める場合は一部を非公開にすることができる。本委員会の議事録及び配付資料は、公開が不適当と座長が認めるものを除きJICAのウェブサイトで公開する。

6. 事務局

- － 委員会の事務・庶務は、JICAが行う。

2－③．諮問委員会の今後の議題（案）

以下、事務局からご提案する議題

	議題の案	委員からご意見をいただきたい点
1	JICA事業の説明、環境社会配慮ガイドラインの説明	—
2	環境社会配慮ガイドラインレビュー調査結果と抽出された論点、包括的検討の結果の説明及び議論	レビュー調査を踏まえた論点の整理について
3	包括的検討の助言を踏まえたガイドラインの改定に係る方針案の説明及び議論 ガイドライン改定案の説明及び議論	- 改定に係る方針について - 改定案について
4	異議申立手続要綱	- 見直しの手順について - 課題／論点について - 改定案について
5	環境社会配慮ガイドライン及び異議申立手続要綱の最終案の説明	最終案について

3. JICA事業に関する説明

ODA と JICA

- 日本は、1954年にコロンボ・プラン※ 1 に加盟して以来、「国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献すること※ 2」を目的に、政府開発援助（ODA: Official Development Assistance）として、開発途上国に資金的・技術的な協力を実施してきました。
- JICA はODA のうち、国際機関への資金の拠出を除く、二国間援助の3つの手法、「技術協力」「有償資金協力」「無償資金協力」※ 3を一元的に担っています。世界最大規模の二国間援助機関であるJICA は、約90カ所にのぼる海外拠点を窓口として、世界約150の国・地域で事業を展開しています。

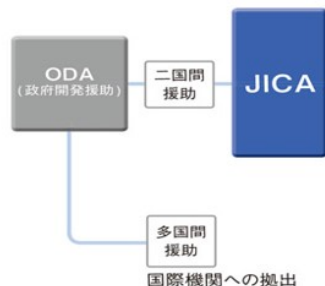
*1 コロンボプラン: 南アジア、東南アジア、太平洋地域諸国の開発援助のために1950 年に設立された国際機関。スリランカのコロンボに事務局がある。

*2 2015 年2月策定、開発協力大綱より。

*3 機動的な実施の確保その他外交政策の遂行上の必要に基づき、外務大臣が自ら行うものとして指定する無償資金協力を除く。

3. JICA事業に関する説明

JICAの 支援スキーム



技術協力



パレスチナでの母子保健支援

研修員受入



日本で廃棄物処理技術を学ぶ研修員

開発途上国の人材育成、制度構築のために、専門家の派遣、必要な機材の供与、途上国人材の日本国内外での研修などを行う事業です。開発途上国の幅広い課題に対応するため、協力内容をオーダーメイドに組み立てています。

開発途上国の行政官、技術者、研究者などを日本に招き、中央省庁、地方自治体、大学、民間企業、NGOなどの協力のもと、日本固有の専門知識や技術を伝え、各国の課題解決に役立ててもらっています。

有償資金協力



比較的緩やかな融資条件で、開発途上国に対して資金を供与することにより、その成長・発展を下支えしています。

ケニアでのモンバサ港開発事業

円借款

開発途上国を対象に、長期返済期間・低金利という緩やかな条件で開発資金（円貨）を貸し付けるもの。様々な国・地域において、多額の資金を要する大規模なインフラ整備が実施されています。

海外投融資

民間セクターを通じた途上国の開発促進のため、途上国において民間企業等が実施する開発事業を出資、融資により支援するものです。

無償資金協力※

※ 外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き自ら実施するものを除く。



所得水準が低い開発途上国を対象に、返済義務を課さずに開発資金を供与するもの。学校、病院、井戸、道路などの基礎インフラの整備や医療機材や教育訓練機材などの調達にあてられます。

カンボジアでの
ネアックルン橋梁建設

技術協力専門家派遣



ブルキナファソでデジタル地図作成を指導する日本人専門家（左端）

専門家を開発途上国に派遣し、経済・社会開発の担い手となる行政官や技術者などに対し、その国の実情に合った技術を指導し、提言を行うことで、人づくりや組織・制度づくりを促進しています。

国際緊急援助



ネパール地震にて活動する国際緊急援助隊

海外で大規模な災害が発生した場合、被災国政府や国際機関の要請に応じて、日本政府の決定のもと国際緊急援助隊を派遣します。被災地では被災者の捜索や救出、怪我や病気の診療、災害からの復旧活動に取り組みます。また、被災地に毛布やテント、医薬品などの物資供与も行います。

調査・研究

JICAは、「JICA研究所」の3つのミッションのもと、途上国の開発課題の解決と、それを支援するJICA事業戦略への貢献を目指した研究を行っています。

- ① 政策志向の学術研究と国際開発潮流のリード
- ② 途上国の開発課題の分析とJICA事業戦略への貢献
- ③ 国内外への発信強化とわが国のプレゼンス向上

市民参加協力



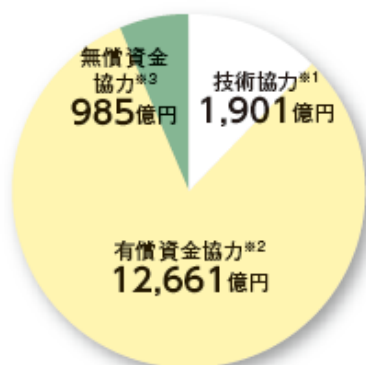
JICA地球ひろば

JICAは、青年海外協力隊派遣などのボランティア事業をはじめ、JICA基金による寄付金の運営や開発途上国が抱える課題への理解を深めるための開発教育（国際理解教育）支援を実施しています。そのほか、NGO、自治体、大学などによる国際協力活動への参加を支援し、様々な形で連携しています。

3. JICA事業に関する説明

・ JICAの事業規模

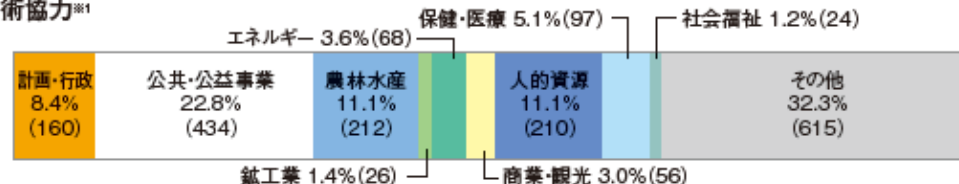
■ 2018 年度 JICA 事業規模



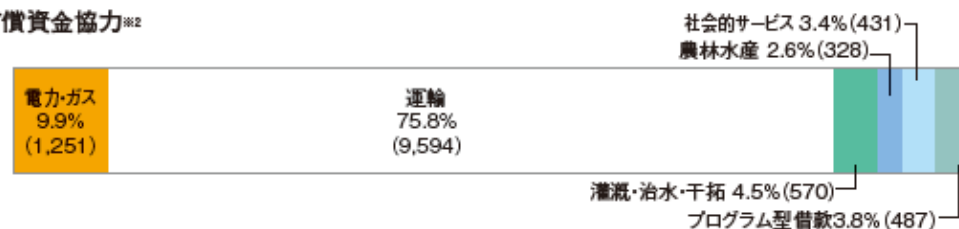
※1 有償資金協力勘定予算による技術支援等を含み、管理費を除く技術協力経費実績
 ※2 円借款、海外投融資（貸付・出資）の承諾額
 ※3 2018年度予算に基づく供与限度額を計上しているため、2018年度に贈与契約が締結された案件の贈与契約締結総額（G/A）とは一致しない。

■ 分野別の2018 年度実績構成比（単位：％/億円）

A 技術協力^{※1}



B 有償資金協力^{※2}



C 無償資金協力^{※3}



(注) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります

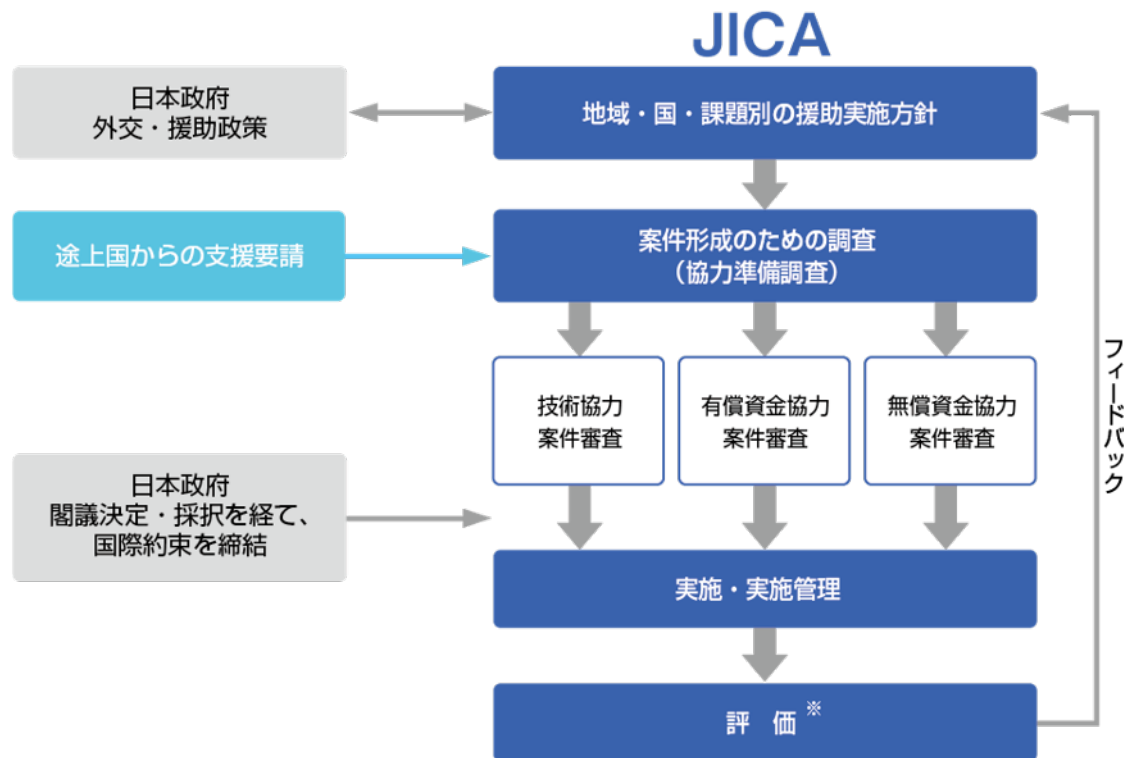
※1 有償資金協力勘定予算による技術支援等を含み、管理費を除く技術協力経費実績

※2 円借款、海外投融資（貸付・出資）の承諾額

※3 2018年度予算に基づく供与限度額を計上しているため、2018年度に贈与契約が締結された案件の贈与契約締結総額（G/A）とは一致しない。

3. JICA事業に関する説明

・ 支援の流れ



- JICAは日本政府が策定する援助政策にもとづき、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の援助手法の枠にとらわれない広い視野に立ち、効果的、効率的な支援を実施しています。

- 特に、相手国政府から正式な支援要請を受ける前の段階で現地に赴き、求められている支援内容を調査する協力準備調査を導入することで、**案件の形成から実施まで迅速化**をしています。

※ JICAでは、技術協力、有償資金協力、無償資金協力それぞれのプロジェクトのPDCA(Plan-Do-Check-Action)サイクルを活用した事業評価を行うことにより、事業のさらなる改善と国民へのアカウンタビリティを十分に果たす仕組みを導入しています。
<http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/>

4. JICA環境社会配慮ガイドラインに関する説明

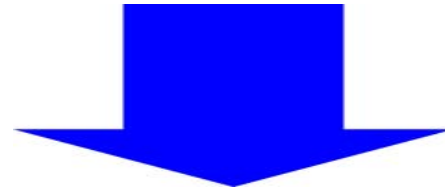
概要

10

1. 環境社会配慮ガイドライン概要
2. 環境社会配慮のプロセス
3. 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮
4. 異議申立手続要綱概要

目的 (GL 1.2)

- ・JICAの責務と手続を示す
 - ・相手国に求める要件を示す
- 環境社会配慮の主体は相手国政府



- ・相手国に適切な環境社会配慮を促す。
- ・JICAによる環境社会配慮支援・確認の適切な実施を確保する。

作成経緯

2008年 2月 学識経験者、NGO、産業界、
日本政府関係者から成る**有識者委員会**を設置
33回に亘る協議を経て、新たなガイドライン案
及び異議申立手続要綱案を策定

2010年 4月に公布



改定ポイント

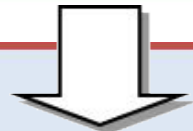
- 有償、無償、技プロに共通の手続きを設定
- 情報公開の強化（ウェブサイトでの文書公開等）
- 助言委員会の設置（事業実施段階まで対応）
- 環境社会配慮要件の強化（世銀と同レベル）

構成

I. 基本的事項

- ✓ 理念、目的、環境社会配慮の基本方針
- ✓ JICAの責務、相手国等に求める要件
- ✓ 対象とする協力事業 等

JICAの責務と手続き



II. 環境社会配慮のプロセス

- ✓ 情報の公開、カテゴリ分類
- ✓ 環境社会配慮の項目
- ✓ 現地ステークホルダーとの協議
- ✓ 参照する法令と基準
- ✓ 環境社会配慮助言委員会による助言
- ✓ JICAの意思決定 等

III. 環境社会配慮の手続き

- ✓ 協力準備調査
- ✓ 有償資金協力、無償資金協力（国際機関経由のものを除く）、技術協力プロジェクト
- ✓ 外務省が自ら行う無償資金協力についてJICAが行う事前の調査
- ✓ 開発計画調査型技術協力

別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮

別紙2 カテゴリAに必要な環境アセスメント報告書

別紙3 一般に影響を及ぼしやすいセクター・特性、影響を受けやすい地域の例示

別紙4 スクリーニング様式

別紙5 チェックリストにおける分類・チェック項目

別紙6 モニタリングをおこなう項目



相手国に求める要件

基本方針 (GL 1.4)

- ▶ 幅広い影響を配慮の対象とする
- ▶ 早期段階からモニタリングまで配慮
- ▶ JICAの説明責任と透明性の確保
- ▶ ステークホルダーの参加を求める
- ▶ 積極的な情報公開
- ▶ JICAの実施体制の強化
- ▶ 迅速性にも配慮



対象とする協力事業 (GL 1.7)

- ①有償資金協力
- ②無償資金協力(除く国際機関経由)
- ③外務省が自ら行う無償資金協力の事前の調査
- ④開発計画調査型技術協力
- ⑤技術協力プロジェクト

上記以外にも以下の調査・スキーム等もJICA GLを適用

- 協力準備調査(海外投融資)
- 中小企業・SDGsビジネス支援事業
- 【旧スキーム】途上国の課題解決型ビジネス(SDGsビジネス)調査
(旧 協力準備調査(BOPビジネス連携促進))

- ▶ カテゴリ分類
- ▶ 情報公開
- ▶ 環境社会配慮助言委員会
- ▶ モニタリング

カテゴリ分類 (GL 2.2)

環境社会影響の程度に合わせた配慮・手続きの実施

- A** 重大・望ましくない影響が発生し得る
- B** カテゴリAよりは影響が小さい
- C** 望ましくない影響は皆無または最小限
- FI** 金融仲介者などへの融資で、承諾前にプロジェクトの詳細が特定できない

カテゴリ分類の基準 (GL 別紙3)

影響を及ぼしやすいセクター（事業規模）

火力発電、水力発電・ダム、道路・橋梁、空港、港湾など

影響を受けやすい地域

国立公園、保護区、湿地、
少数・先住民族の居住地など

影響を及ぼしやすい特性

大規模な非自発的住民移転、
埋立・造成、森林伐採など



(出所) JICA

国際協力機構

カテゴリ別フロー (GL 3.2)

カテゴリ

手続

EIA: Environmental Impact Assessment
RAP: Resettlement Action Plan
IPP: Indigenous Peoples' Plan

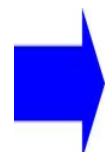
A



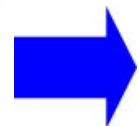
- EIA (RAP, IPP)
- 情報公開
- 住民参加
- 助言委員会



B



- EIA, RAP, IPP (必要に応じ)
- 住民参加 (必要に応じ)



FI



- 仲介金融機関が主体
- EIA (必要に応じ)
- 住民参加 (必要に応じ)



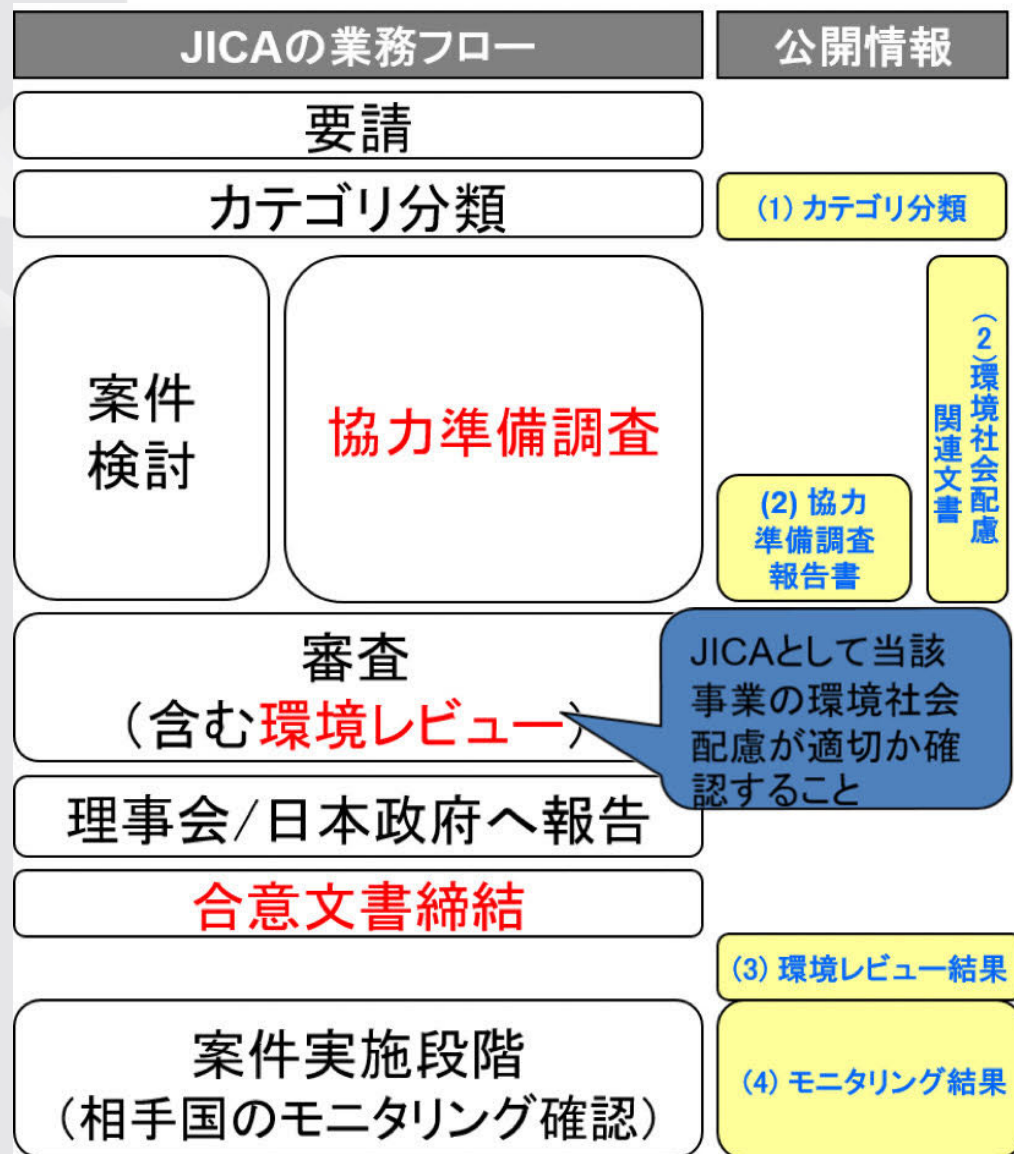
C



影響の回避・緩和

プロジェクトの実施

情報公開 (GL 2.1)



- (1) **協力準備調査の実施決定前**に案件概要、**カテゴリ分類**を公開（全カテゴリ）
- (2) **環境レビュー前**に以下の**環境社会配慮関連文書**等を情報公開（カテゴリA案件のみ）
 - ① **協力準備調査最終報告書**又はそれに相当する文書（入札関連部分を除く）
 - ② **環境アセスメント報告書（EIA）**（合意文書締結の120日以前に公開）
 - ③ **住民移転計画（RAP）**、**先住民民族計画（IPP）**（作成が必要な場合）
- (3) **合意文書締結後**に**環境レビュー結果**を公開
- (4) **モニタリング段階**で、以下を公開。
 - ① **モニタリング結果**（相手国等で一般に公開されている情報）
 - ② 第三者から請求された情報（相手国等の了解が前提）

環境社会配慮助言委員会 (GL 2.7)

概要

- 協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得るために、外部の専門家からなる委員会を常設
- 公募で選定された委員24名(大学、研究機関、NGO他)



(出所)JICA

助言対象

- 主としてカテゴリA案件
- 協力事業等を計画する調査において実施される環境社会配慮調査のスコーピング、同調査報告書案
- 環境社会配慮の確認内容、モニタリング結果

情報公開

- 助言委員会の議論はすべてJICA HPで公開
<http://www.jica.go.jp/environment/advice/giji.html>

実施段階 (GL 3.2.2)

モニタリング及びモニタリング結果の確認

- (1) 一定期間、重要な環境影響項目に係る相手国等のモニタリング結果を確認
- (2) モニタリング結果は、書面等の適切な方法で報告を受ける
- (3) 第三者からの指摘があった場合、相手国等に伝達し適切な対応を促す
- (4) 必要に応じ、JICAは環境社会配慮の実施状況等を調査し、適切な対応を要求
- (5) 合意文書に基づき相手国の対応が不適当な場合には、貸付実行の停止等のJICA側措置を検討

相手国に求める要件 (GL 別紙1)

1. 基本的事項
2. 検討する影響のスコープ
3. 法令、基準等の整合
4. 社会的合意
5. 生態系・生物相
6. モニタリング
7. 非自発的住民移転
8. 先住民族

相手国に求める要件 (GL 別紙1)

1. 基本的事項

- (1) プロジェクトがもたらす影響を回避・最小化するような代替案や緩和策を検討
- (2) 経済的、財政的、制度的、社会的及び技術的分析との密接な調和
- (3) 環境社会配慮の検討結果の文書化
- (4) 必要に応じ、専門家等からなる委員会を設置

2. 検討する影響のスコープ

(1)人間の健康と安全への影響及び自然環境への影響	大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、気候変動、生態系及び生物相等
(2)社会配慮	非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS等の感染症、労働環境(労働安全を含む)

相手国に求める要件 (GL 別紙1)

3. 法令、基準等との整合

- (1) プロジェクト実施地における政府が定める環境社会配慮に関する法令、基準を遵守
- (2) 原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない。

⇒ JICAは、相手国の定めた法令や基準を順守しているかを確認するとともに、プロジェクトが世界銀行のセーフガードポリシーと大きな乖離がないことを確認する。また、他の国際金融機関や日本等先進国が定めた基準等をベンチマークとして参照する。

4. 社会的合意

- (1) プロジェクトが計画されている国、地域において社会的に適切な方法で合意が得られるよう十分な調整が図られていなければならない。
- (2) 女性、こども、老人、貧困層、少数民族等の社会的な弱者については、一般に様々な環境影響や社会的影響を受けやすい一方で、社会における意思決定プロセスへのアクセスが弱いことに留意し、適切な配慮がなされていなければならない。

相手国に求める要件 (GL 別紙1)

5. 生態系・生物相

- (1) プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない。

6. モニタリング

- (1) モニタリング結果を、当該プロジェクトに関わる現地ステークホルダーに公表するよう努めなければならない。
- (2) 第三者等から、環境社会配慮が十分でないなどの具体的な指摘があった場合には、当該プロジェクトに関わるステークホルダーが参加して対策を協議・検討するための場が十分な情報公開のもとに設けられ、問題解決に向けた手順が合意されるよう努めなければならない。

相手国に求める要件 (GL 別紙1)

7. 非自発的住民移転

- (1) 非自発的住民移転及び生計手段の喪失の回避、最小化
- (2) 可能な限り再取得価格に基づき、移転前の補償金支払い
- (3) 以前の生活水準や収入機会、生産水準において改善又は回復
- (4) 苦情処理メカニズムの整備

8. 先住民族

- (1) 先住民族に及ぼす影響の回避、最小化
- (2) 十分な情報が提供された上での自由な事前の協議を通じて、当該先住民族の合意が得られるように努める
- (3) 先住民族計画の作成、公開

- JICAはガイドラインの遵守を確保する一環として、異議申立手続要綱により、事業担当部局から独立した組織により本ガイドラインの不遵守に関する異議申立への対応を行う。

● 異議申立審査役

- JICA理事長が、外部有識者からなる選考委員会の意見を踏まえ、JICAの環境社会配慮に関する業務と利害関係の無い外部有識者2名ないし3名を任命する。
- 松下 和夫(京都大学 名誉教授)、金子 由芳(神戸大学社会システム・イノベーション・センター 教授)、早瀬 隆司(長崎大学 名誉教授)

● 審査役の任務

1. JICAによるガイドライン遵守／不遵守を調査し、結果を理事長に報告する。
2. ガイドライン不遵守に起因する紛争の迅速な解決のため、当事者間の対話を促進する。

● 申立人の要件

- ガイドライン不遵守により被害を受けた(その恐れがある)2人以上の住民。

● 異議申立の見直し

- 異議申立手続要綱では、「同要綱の見直しは、原則としてガイドラインの見直しに併せて実施する。(中略)それまでに蓄積された利用者及び審査役からの意見・評価に基づく検討を行う」と定めている。

**国際協力機構環境社会配慮ガイドライン改定に関する諮問委員会
委員名簿**

	氏名	所属・役職
1	石田 康典	経済産業省 貿易経済協力局 通商金融課 資金協力室 室長
2	織田 由紀子	JAWW(日本女性監視機構) 副代表
3	木口 由香	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 事務局長／理事
4	黒木 浩則	株式会社 オリエンタルコンサルタンツグローバル 道路交通事業部道路計画部 次長
5	近藤 嘉智	財務省 国際局開発政策課 開発企画官
6	杉田 哲哉	三菱商事株式会社 地域開発部 経済協力チーム チームリーダー
7	杉本 留三	環境省 地球環境局国際連携課国際協力・環境インフラ戦略室 室長
8	鈴木 克徳	特定非営利活動法人 持続可能な開発のための教育推進会議(ESD-J) 理事
9	田辺 有輝	特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター(JACSES) プログラム・ディレクター
10	原嶋 洋平 (座長)	拓殖大学 国際学部 教授
11	日比 保史	一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン 代表理事
12	三宅 且仁	一般社団法人 海外建設協会(OCAJI) 常務理事
13	村山 武彦 (座長代理)	東京工業大学 環境・社会理工学院 教授
14	持田 憲一	三井物産株式会社 プロジェクト本部 本部長補佐
15	八木 浩治	外務省 国際協力局 事業管理室 室長
16	山谷 清志	同志社大学 政策学部・大学院総合政策科学研究科 教授 日本評価学会 会長

(敬称略、50音順)

国際協力機構環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会
運営要領

1. 目的

2010 年に策定された国際協力機構（JICA）環境社会配慮ガイドライン及び異議申立手続要綱の改定検討にあたり、必要な助言を行うことを目的とする。

2. 活動内容

以下の事項について、必要な助言を行う。

- (1) JICA 環境社会配慮ガイドライン及び異議申立手続要綱の実施状況を踏まえつつ、改定すべき項目の検討
- (2) JICA 環境社会配慮ガイドライン及び異議申立手続要綱の改定案に係る検討
- (3) その他理事長が諮問する事項

3. 構成

- (1) JICA 環境社会配慮ガイドラインに関する見識を有する学識経験者、NGO、経済団体（または企業）、政府関係者からの委員により構成する。委員会のメンバーは別紙のとおりとする。各委員は、その所属組織を代表するものではない。
- (2) 委員会には座長を一名置く。座長は会議を主宰し、議事を整理する。会議進行等は事務局が補佐する。座長がその職務を遂行できない場合は、あらかじめ座長が指名する座長代理が、その職務を代行する。

4. 運営

- (1) 委員会の会合は、委員会の設置期間内に月次を目途に開催するものとする。具体的な日程は、委員会において随時決定する。
- (2) 委員会の議題は、委員会の前に事務局が提案し、委員からコメントを得て座長が決定する。

5. 議事録及び情報公開

- (1) 委員会は公開し、傍聴者は事前登録の上、参加を認める（委員の発言を優先するが、座長の判断で傍聴者の発言も認める）。
- (2) 委員会の会合は原則として公開で行うが、座長が認める場合は一部を非公開にすることができる。議事録は発言者名を明記し、逐語で作成する。本委員会の議事録及び配付資料は、公開が不相当と座長が認めるものを除き JICA のウェブサイトで公開する。

6. 事務局

委員会の事務・庶務は、JICA が行う。

以 上